

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会運営規程

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会決定

平成30年7月31日

（目的）

第1条 大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の運営については、大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約（以下「規約」という。）に規定するもののほか、この運営規程において必要な事項を定める。

（組織）

第2条 委員会は、委員5人で組織する。

（文書による意見の開陳）

第3条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書により意見を開陳することができる。

（意見の聴取）

第4条 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聞くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って理由を明らかにしたうえで非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第6条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事録等）

第7条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、非公開とした場合を除き公表する。

（会議開催の例外）

第8条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員との間で事案の概要を記載した電子メールの送受信等を行うことにより、会議に代えることができる。

2 前項による会議の議事は、規約第10条第3項を準用する。

（視察、現地調査等の実施）

第9条 委員長は、評価等に資するものと認めるときは、視察、現地調査その他必要な活動の実施を決定することができる。

附 則

この運営規程は、平成28年11月29日から施行する。

この運営規程は、平成30年7月31日から施行する。